

草津市公報

発行日 令和5年12月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 21 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 告 示

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金交付要綱（子ども・若者政
 策課） 1
 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱（国スポ・障スポ推進室） 3
 草津市子ども見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱の一部を改正する要綱（危機管理課） 4
 公示送達について（税務課） 11
 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格
 等に関する要綱の一部を改正する要綱（契約検査課） 11
 生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の事業所所在地変更の届出
 について（生活支援課） 12
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
 律および生活保護法の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の事業所所在地変更の届出につい
 て（生活支援課） 12

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 13
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 13

◎ 農業委員会告示

土地改良事業の施行区域内の農用地に係る土地改良事業参加資格者の交替について 13

告 示

草津市告示第256号

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年11月7日

草津市長 橋 川 涉

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う民設児童育成クラブ運営事業者に対し、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために行う事業について、予算の範囲内において草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年7月31日こ成事第365号）の別紙に掲げる子ども・子育て支援交付金交付要綱および草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「民設児童育成クラブ」とは、児童福祉法第34条の8第2項に基づく届出を行った放課後児童健全育成事業（草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）第3条に規定する指定管理者が行う事業を除く。）をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）および規則の例による。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第

180号）の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付の決定を受けて児童育成クラブを運営する者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助要件、補助対象経費および補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金所要額調査（別記様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金の交付を決定した年度の翌年度4月10日までとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金実績額調査（別記様式第2号）

(2) 項目、納品日および支払日を確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保管等)

第7条 補助対象事業者は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書、領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記様式第3号による報告書を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に

関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月7日から施行し、令和5年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第7条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第4条第1項関係)

補助要件および補助対象経費	補助基準額
<p>民設児童育成クラブの職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費を補助するものとする。ただし、令和6年3月31日までに納品が完了しているものに限る。</p> <p>(1) 緊急時の職員確保に係る費用 職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用</p> <p>(2) 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用 消毒掃除費用等</p>	<p>1 支援単位あたり 年額400,000円</p>

別記

様式第1号 (第5条第1号関係)

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金所要額調書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第2号 (第6条第1号関係)

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金実績額調書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

草津市長 様

申請者

印

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 額の確定額

円

2 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額

円

3 添付資料

消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

(令和5年11月7日揭示済み)

草津市告示第257号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱を次のとおり制定する。

令和5年11月8日

草津市長 橋 川 渉

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱

(設置)

第1条 わたSHIGA輝く国スポ・障スポおよび競技別リハースル大会（以下「国スポ等」という。）を推進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国スポ等における各競技会の運営に関すること。
- (2) 国スポ等の開催に向けた関連事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、国スポ等の推進のため必要なこと。

(構成および職務)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長および本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長および教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および教育長を除く。）をもって充てる。
- 5 本部長に事故があるときまたは本部長が欠けたときは、副本部長が第3項に掲げる順序（副市長においては、所管の副市長、他の副市長の順序）により本部長の職務を行う。
- 6 本部長および副本部長ともに事故があるときまたは本部長および副本部長ともに欠けたときは、教育部長が本部長の職務を行う。
- 7 本部員は、本部長の指示に従い、本部の事務に従事する。

(会議)

第4条 本部長は、本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を本部会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部会議の事務を補助するために、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は幹事長および幹事で組織する。

3 幹事長は教育委員会事務局副部長（スポーツ担当）をもって充て、幹事は草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。

4 幹事会について必要な事項は、本部長が別に定める。（庶務）

第6条 本部会議に関する庶務は、教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年11月8日から施行する。

(令和5年11月8日揭示済み)

草津市告示第258号

草津市子ども見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年11月8日

草津市長 橋川 渉

草津市子ども見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市子ども見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱（令和4年草津市告示第339号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第1条～第15条 <現行どおり> 別表（第4条第3項関係）			第1条～第15条 <省略> 別表（第4条第3項関係）		
設置場所	機器の名称	数量	設置場所	機器の名称	数量
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>
馬場町359-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1	<改正後に新設>	<改正後に新設>	<改正後に新設>
馬場町753-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
岡本町241-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
岡本町467-17	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
青地町334-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
青地町524-6	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
青地町331-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
青地町835-10	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
青地町1000-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
追分三丁目103-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
追分五丁目376-5	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
追分四丁目572-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
追分八丁目699-38	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
追分五丁目649-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
追分七丁目692-9	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
追分南二丁目775-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
追分南六丁目1745	GJ-IP2123GTFX-IR	1			

改正後			改正前			
追分南五丁目 1121-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
追分南六丁目 1090-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
追分南五丁目 1084-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
追分南七丁目 1001-3	GJ-IP2123GTFX-IR	2				
追分南九丁目 906-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
岡本町1380-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
若草一丁目25- 1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
若草五丁目13- 6	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
岡本町1262-3 地先	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
東草津二丁目 45	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
東草津二丁目 657-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津一丁目456	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津一丁目435 -6	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津三丁目572 -1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津二丁目543 -1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津三丁目557 -1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西草津二丁目 1590-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津町1822	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津三丁目885 -1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津四丁目794	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津四丁目820 -9	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津町1355-6	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
大路二丁目321 -20	GJ-IP2123GTFX-IR	1				

改正後			改正前			
大路二丁目186-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
大路二丁目321-18	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
大路一丁目890-10	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
渋川一丁目891-15	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
大路一丁目435-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
大路三丁目100	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
大路一丁目562	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西大路町578-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西大路町688-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野村二丁目1-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西大路町756-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西大路町683-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西渋川二丁目58	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野村一丁目20-12	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西渋川一丁目587-1	GJ-IP2123GTFX-IR	2				
西渋川一丁目580-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西渋川一丁目601-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西渋川一丁目558-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西渋川一丁目471-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西渋川一丁目463-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西渋川一丁目458-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西渋川一丁目306-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				

改正後			改正前			
野村一丁目19 - 7	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野村一丁目20 - 1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西矢倉三丁目 1045-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
西矢倉二丁目 972-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
東矢倉二丁目 579-205	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
追分八丁目 717-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
東矢倉三丁目 494-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
東矢倉一丁目 75-8	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
東矢倉一丁目 67-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
東矢倉一丁目1 - 3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
東矢倉一丁目 44-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
追分四丁目570 - 2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路町689-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路町668-5	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南草津三丁目 13	GJ-IP2123GTFX-IR	2				
矢橋町10-5	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路町1255-6	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南笠町1162-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南草津三丁目8 - 7	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南笠町747-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南笠町706-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南笠町664-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路町1325-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路町1209-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
矢橋町551-22	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
新浜町684-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
新浜町693-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1				

改正後			改正前			
新浜町26-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
矢橋町176-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
矢橋町417-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
矢橋町281	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
矢橋町583	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
矢橋町1940-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
矢橋町1871-5	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
矢橋町1950-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路東四丁目 1812-1	GJ-IP2123GTFX-IR	2				
野路東三丁目 2086-53	GJ-IP2123GTFX-IR	2				
野路8丁目 1759-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路東四丁目 1968-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路東三丁目 1903-127	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路5丁目 962-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路9丁目 2150-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路東六丁目 2193-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野路6丁目 1698-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南笠東二丁目 1491-5	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南笠東三丁目 1463-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
笠山1丁目507 -1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
笠山1丁目491 -1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
笠山1丁目385 -3	GJ-IP2123GTFX-IR	2				
笠山6丁目322 -380	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
笠山6丁目156 -88	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
笠山7丁目87 -3	GJ-IP2123GTFX-IR	2				

改正後			改正前			
北山田町350	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
木川町1572	GJ-IP2123GTFX-IR	2				
木川町898-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
北山田町2208-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
北山田町2247	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南山田町1712-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
北山田町124-6	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
山田町365-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南山田町110	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南山田町774-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
南山田町683	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
木川町1241-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
草津町1550-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
木川町1670-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
上笠一丁目184-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
上笠一丁目172-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
上笠一丁目274-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
上笠一丁目504-5	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
上笠一丁目494	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
上笠二丁目151-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
上笠四丁目581-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
上笠二丁目285-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野村二丁目451-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
野村三丁目555-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
下笠町1020-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
下笠町1618	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
下笠町206-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1				
下笠町325-2	GJ-IP2123GTFX-IR	2				
下笠町378-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1				

改正後			改正前		
野村八丁目2-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
平井五丁目57-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
川原二丁目448-37	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
平井四丁目392-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
平井四丁目418-6	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
川原一丁目1-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
川原一丁目82-7	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
川原一丁目79-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
駒井沢町68-17	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
新堂町27-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
新堂町23-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
北大萱町658	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
新堂町145-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
集町144-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
集町267-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
片岡町172-21	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
片岡町185	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
片岡町1038	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
片岡町265-3	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
穴村町32-4	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
穴村町258	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
穴村町125-2	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
志那町1326	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
志那町308	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
志那中町121	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
上寺町662	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
志那中町1236-1	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
志那中町1206	GJ-IP2123GTFX-IR	1			
別記様式第1号～別記様式第3号 <現行どおり>			別記様式第1号～別記様式第3号 <省略>		

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

(令和5年11月8日揭示済み)

草津市告示第259号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年11月9日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和5年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年11月16日に送達があったものとみなす。

令和5年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

連番	氏名	住所	調定年度	年度分
1	金燕の家	滋賀県草津市草津一丁目4番地27	令和5年度	令和5年度

(令和5年11月9日揭示済み)

草津市告示第260号

草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年11月13日

草津市長 橋 川 渉

草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条～第10条 <現行どおり> 別表第1～別表第2 <現行どおり> 別表第3 (第2条第1項関係)		第1条～第10条 <省略> 別表第1～別表第2 <省略> 別表第3 (第2条第1項関係)	
入札参加区分	入札参加部門	入札参加区分	入札参加部門
ビルメンテナンス、 保安警備等	<現行どおり>	ビルメンテナンス、 保安警備等	<省略>
	<u>保安警備業 (常駐警備)</u>		<u>保安警備業</u>
	<u>保安警備業 (機械警備)</u>		
	<u>保安警備業 (その他警備)</u>		
	<現行どおり>		<省略>

付 則

この要綱は、令和5年11月15日から施行する。

(令和5年11月13日揭示済み)

草津市告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから事業所所在地について変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年11月14日

草津市長 橋 川 涉

事業所番号	変 更 年月日	事業所の所在地		事業所 名 称
		旧	新	
2560690204	令和5年 8月1日	滋賀県草津市上笠四丁目29-2	滋賀県草津市下物町74-5	訪問看護 ステーション Creet

(令和5年11月14日揭示済み)

草津市告示第262号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから事業所所在地について変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年11月14日

草津市長 橋 川 涉

事業所番号	変 更 年月日	事業所の所在地		事業所 名 称
		旧	新	
2560690204	令和5年 8月1日	滋賀県草津市上笠四丁目29-2	滋賀県草津市下物町74-5	訪問看護 ステーション Creet

(令和5年11月14日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年11月9日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市下笠町982番地1 大西 悟史	草津市下笠町字辻出980番	296.26㎡	R5.11.9	1703

(令和5年11月9日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年11月9日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大江六丁目22番7号 ハイッ岸場101号 塩見 一徳	草津市岡本町字葎シ谷660番 1	229.38㎡	R5.11.9	1704

(令和5年11月9日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第12号

令和5年9月19日付けで申出があった次の土地改良事業の施行区域内の農用地に係る土地改良事業参加資格者の交替については、土地改良法第3条第1項第2号前段の規定により承認する。

令和5年11月10日

草津市農業委員会

会長 中瀬 康夫

記

- 1 土地改良事業の事業主体および事業の名称
事業主体

・草津用水土地改良区

事業の名称

・土地改良（維持管理）事業

2 申出対象農地および所有者

草津市北山田町2371番4

（地目：田、現況：田、地積：300㎡）

佐山 末男 （草津市木川町912番地6）

3 現資格者

草津市北山田町863番地

田 淵 竹男

新資格者

草津市木川町912番地6

佐山 末男

（令和5年11月10日揭示済み）